

\\ 全国一斉 \\
子どものための
養育費
相談会

2026年4月施行
法定
養育費
のことをご存じ
ですか

共同親権に
なるの
どうなるの？

強制執行を
したい

収入が
減って支払が
困難になった

相手の財産を
調べる手続きに
ついて聞きたい

取り決めの
方法や内容が
知りたい

養育費の
支払いが
ない

4/29 (水・祝)

2026年

10:00-16:00

相談無料

秘密厳守

- 同居親、別居親どちらからでも相談できます。
- 離婚を検討されている方・養育費の取決めをされていない方もぜひご相談ください。
- 必要な際はお近くの司法書士を紹介します。
- 司法書士法に定める業務範囲内での対応となります。
- 全国統一フリーダイヤル（無料）で開催。全国どこからでも相談可能。
※当日のみの専用番号です。

司法書士が相談に応じます！

☎ 0120-567-301



LINE電話での相談に対応いたします。
チャットでの相談には対応できかねますので、
あらかじめご了承ください。つながらない場合には、
時間をおいて改めておかけください。

私たち司法書士は、
子どものための様々な問題に、
全力で取り組んでいます。

主催：全国青年司法書士協議会 兵庫県青年司法書士会

後援：日本司法書士会連合会 一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会 NPO法人ひとり親家庭サポート団体全国協議会
兵庫県司法書士会